

アーキビストの職務基準に関する検討会議議事概要

1 日 時 平成 29 年 10 月 19 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分

2 場 所 国立公文書館 3 階特別会議室

3 出席者

(構成員) 新井 浩文 埼玉県立文書館 学芸主幹
岡崎 敦 九州大学大学院 教授
小谷 允志 ARMA 東京支部 顧問
下重 直樹 学習院大学 准教授
座長 保坂 裕興 学習院大学 教授
森本 祥子 東京大学文書館 准教授

(内閣府) 畠山 貴晃 内閣府大臣官房公文書管理課長

(国立公文書館) 加藤 丈夫 館長
福井 仁史 理事
荒木 潤一郎 次長
依田 健 統括公文書専門官
小原 由美子 統括公文書専門官室首席公文書専門官
小宮山 敏和 統括公文書専門官室上席公文書専門官
伊藤 一晴 統括公文書専門官室公文書専門官

4 概 要

議題 1 前回議事概要の確認について（資料 1）

・意見は特になし。資料 1 の内容で確定。

議題 2 第 1 回会議以降の検討状況について（資料 2）

○レコードスケジュール等について

- ・国立公文書館の業務をもとにモデル化したとのことだが、「レコードスケジュール」とは、あくまでも公文書管理法の考え方であるので、モデル化するとすれば「行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置決定」とするべきではないか。（小谷委員）。
- ・公文書管理法では、「レコードスケジュール」は移管・廃棄の設定という比較的狭い概念で使われている。一方で、世界的に見れば、「レコードスケジュール」は保存期間の設定のみではなく、移管・廃棄の処分措置も含めた文書管理の意味合いも含む。（保坂座長）。
- ・ここでの「レコードスケジュール」という概念には、保存期間の設定は含まれないという認識で良いか。保存期間の設定は、現行法制上、現用段階で行われている。ここで、「レコードスケ

ジュール」に保存期間の設定が含まれるとすると、アーキビストが一気に現用文書の管理に踏み込む余地が広がる（下重委員）。

- ・職務基準書の作り方には様々な方法があるが、ここでは時間軸に従ってまとめてあり、原局からの流れと理解してよいと思う。ここでの問題は、アーキビストがレコードマネジメントに踏み込むことができるのか、ということだと思う。世界の動向では、特に電子文書では文書作成時からアーキビストが関与しているし、日本でもそうあるべき。曖昧な表現ではあるが「レコードスケジュールの設定」をそのまま入れておいても良いのではないか（岡崎委員）。
- ・モデル化案の課業 No.10「公文書等の整理及び保存」について、用語としては「公文書等」であるが、アーキビストは現用段階の文書についてはアプローチせず、アーカイブズ機関が受け入れた文書を対象とする、という認識でよいか。（下重委員）。
- ・No.10については、アーカイブズ機関が受け入れた文書を対象としている（伊藤専門官）。

○「公文書等」の定義について

- ・「公文書等」とは、公文書管理法にいう「公文書等」なのか。「等」が何を含まるかクリアではなく、誤解を招きかねない点が懸念される（下重委員）。
- ・「公文書等」という用語の定義が公文書館法と公文書管理法とで若干異なる。現用段階の文書は、公文書館法の範囲外となる。よって、今回の職務基準では、モデル化案の課業 No.1「公文書等管理に関する助言及び実地調査」～No.9「寄贈・寄託文書の受入れ」までは公文書管理法の定義、課業 No.10以降は非現用を含んだ定義と考えている（伊藤専門官）。
- ・今回の整理では、役所が作成した文書を「公文書等」、役所以外から入ってくるものを「寄贈・寄託文書」として整理されている。よってモデル化案の課業 No.3「公文書等のレコードスケジュール設定」～No.5「公文書等の協議による移管」では、「公文書等」の「等」は不要ではないか。（森本委員）。
- ・「公文書等」とすると、モデル化案の課業 No.1では、私文書の管理に対しても助言をするのか、という話になり、職務の範囲が広がった印象を受ける。細かいかもしれないが、「公文書等」と「公文書」を使い分けても良いのではないか。（下重委員）。
- ・公文書管理法など法的な意味での「公文書等」と社会一般的な「公文書等」とではイメージが異なる。法的な意味で使うのかどうかで解釈が異なってくるのではないか（小谷委員）。
- ・モデル化にあたっては、できるだけ一般的に受けとめられる言葉にすべき。そのため、本来は企業も入れるべきではあるが、現在作成している職務基準書は主に公的機関を対象としたものであることからここでは組織が作成した文書を仮に「公文書」と定義しておけば良いのでは（森本委員）。
- ・「できるだけ一般的に受け止められる言葉にすべき」という森本委員の意見に同意する。専門職の職務基準は、特定の組織のみ使えることは避けるべき（岡崎委員）。
- ・議題2は、第1回会議以降の進捗状況に関する議論なので、いったん次の議題に進めたい。後

ほど職務基準書案の具体的議論をする。これまでの議論では、主に言葉づかいについての御意見がでたという認識だ。事務局において、頂いたご意見を検討し必要に応じて修正することにしたい（保坂座長）。

議題3 アーキビスト職務基準書（案）について（資料3）

（1）全体構成について

○アーキビストのレベル分けについて

- ・国立公文書館が専門職の職務標準を作成するからには国際的に恥ずかしくないもの、英語版も作る方がよい。その際、諸外国の一般的な形式を踏まえるべき。知識・技能はマトリクスでまとめられていることが多いので示された案の方向で作成すればよい。諸外国では学位に対応したレベルがあり、それに応じて責任が違い、就職の際から業務が異なる。日本においては、上級アーキビストをどのように位置づけるかが課題だ。案では、その点に関しても◎・○で上位のレベルを区別しようという意図が見えるので、まずはこの方向で進めて問題ないと思う（岡崎委員）。
- ・諸外国のように、雇用条件や労働条件が異なる上級・中級・初級と分けることが最終段階になってくると思う。日本の場合は、まずは一般的なものを作成し、レベル分けは次のステップと考えている（加藤館長）。
- ・館長の意見に賛成である。日本の現状を鑑みると、レベル分けは次のステップではないか（小谷委員）。
- ・もともと職務基準の議論が始まったころから、職務基準書は、大学院修士レベルを念頭に置いて作成しているということであった。アーキビストの職務基準が議論され、オフィシャルなものとして出てくることによって、今後官僚と対等に議論ができるように専門職が高められるのではないかと考えている。ランク付けの議論は、今後の課題としていずれ取り組んでいくこととしたい（保坂座長）。

○別表1～3の構成について

- ・別表3の基礎要件（1）～（12）の説明は、別表1にまとめられるのではないか。別表3の情報を別表1にまとめることで、遂行要件は別表1でシンプルに見ることができ、具体的な課業については別表2で見ることができる（森本委員）。
- ・全国の公文書館の方々がみるので、まずは別表1のようなものを見せたい。森本委員の御意見のとおり、別表1に別表3の内容を書き込むとわかりやすくなるが、2枚、3枚になってしまう。であれば、職務基準書の概要版と詳細版の2種類を作るという考えもあるかもしれない（加藤館長）。
- ・フランスのアーキビスト協会が出している職務基準書も簡略版として一目で見られるような体裁になっている（岡崎委員）。
- ・別表2と別表3と合わせたほうが見やすいのではないか。別表2では、遂行要件が一覧となっ

ているが、それぞれの遂行用件でどの程度のレベルが求められるかは分からない。具体的なレベルは、別表3を参照して分かるような作りになっている。大学で人を育てる立場としては、これらの資料が学生をどの水準まで引き上げるべきかの指標となる。そのため、別表1で全体像が分かり、具体的な要求事項と水準は別表2と3を合わせたもの、とするほうが分かりやすい（下重委員）。

- 基本的な枠組や出し方については、大筋で了解を得た、ということを確認させていただいた。どのように表を合わせて、あるいは分けて表現するか、という技術的な課題が出されたが、事務局で検討しご対応願いたい。（保坂座長）。

（2）内容について

○普及事業について

- 課業 No.19「講演会・講座等の企画・運営」～No.21「研究紀要等の企画・編集・発行」は、やや小分けになっているので、統合の余地があるように見えるが如何か（保坂座長）。
- 御指摘のとおり、一般的なアーキビストの業務と言われる「保存」・「利用」に比べて「普及」が膨らんで見える。利用の促進については5つ課業を挙げたが、統廃合も含め、委員の皆様にご議論いただきたい。当館としては、課業 No.19～No.21 は統合する形で考えたい（伊藤専門官）。
- 課業 No.19 及び No.20「広報誌・情報誌等の企画・編集・発行」については、何を企画するかにもよるが、必ずしもアーキビストの仕事として位置づける必要はないのではないかと。課業 No.21 については、何をとり上げるか、どのようにまとめあげるかを検討することは、専門職としてのアーキビストの仕事だと思っているので残して、課業 No.19～No.21 を統合するということが如何か（加藤館長）。
- 利用の促進は、英語でいうと“valorization”、価値づけ等と言われている部分で、コンテンツに係る歴史研究ではなく、文化遺産として新たな価値を見つけて、積極的に情報発信していくことである。「利用の促進」は、「価値づけ」のような発想でまとめていただきたい（岡崎委員）。
- 「価値づけ」とした場合に、全体の中でうまく位置づくかという問題がある。アーキビストの研究は「価値の発見」につながるようなものであるべきだ、という考えであり、加藤館長の指摘した No.21 の部分と重なる。業務内容と遂行要件の詳説の部分に価値の発見という視点を書き込むことで、対応してはどうか（保坂座長）。
- 詳説に追記することで内容の充実を図っていきたい（伊藤専門官）。
- 課業 No.17「展示の企画・実施・運営」は、必要なことだとは理解できるが、現実的に中規模館、小規模館になると負担となり、他業務に支障をきたす可能性がある。アーキビストとして何が本来業務なのかと考えたときに、展示を必須のように記すのは如何か。普及関係としてまとめられないか（新井委員）。
- 館長がおっしゃるとおり、普及部分が細かく具体的になっている。資料の価値の発見や、情報発信という重要なことが見えづらくなっている（岡崎委員）。

- ・課業 No.19～No.21 を統合して書きぶりを調整することで、いただいた御意見を加味する。また、課業 No.17、No.18「デジタルアーカイブ等の構築・運用」についても場合によっては書きぶりを調整することもあるかと思う。また、詳説の部分とうまく使うこと、という御意見が出たので、事務局で御検討願いたい。課業 No.17 の展示業務については、公文書管理法第 23 条の中で示されているため、外しがたい面もある。(保坂座長)。
- ・展示を入れることについては異論ない。ただ、書きぶりをご検討いただきたい(新井委員)。

○デジタルアーカイブ及び情報技術について

- ・課業 No.18 は、所蔵資料をデジタル化して利用普及のために発信する、という内容だと思うが、どういシステムを組むかと考えたとき、アーカイブズそのものの構造を理解していないとシステムを構築できない。そう考えると、原案には必須とされていないが、遂行要件 No.8 (所蔵資料の目録及び検索方法に関する理解)～No.12 (国際的な標準化を視野に入れた目録記述に関する理解) の知識が必要ではないか。(森本委員)。
- ・重要な指摘をいただいたので、修正の方向でご検討いただきたい(保坂座長)。

○遂行要件について

- ・今回の基準書は、本来は必要であるはずの遂行要件が抜け落ちている印象がある。そのあたりの細かなチェックをこれから実施するのか、それとも今の案はすでに館内で協議し、バックデータから編集したものなのか。大枠はこの案で良いが、今後は細かい部分についてチェックを入れてブラッシュアップしていく必要があるのではないかと(下重委員)。
- ・当館としても迷うところで、必要な課業を深く考えていくと、全てが必要なものになってしまう。課業と遂行要件についてどこまでを業務遂行上必要と位置づけるか、バランスをみながらひとつひとつ見直していく必要がある(加藤館長)。

○公文書等の利用に係る審査について

- ・課業 No.14「公文書等の利用に係る審査」について、異議申立てへの対応業務が記されていない。重要な業務であるため、文言として入れた方がよい(小谷委員)。
- ・公文書管理法や条例等に基づいて第三者委員会等が設けられている場合と、そうでない場合がある。館内からも意見があったところで難しい(伊藤専門官)。
- ・各自治体によっても対応は異なっている(新井委員)。
- ・業務内容と遂行要件の詳説で触れるか、もしくは課業の名称を「審査等」として、詳説で触れる、という方法が考えられる。重要な指摘なので御検討いただくよう、お願いしたい(保坂座長)。

○公文書管理法の趣旨の理解について

- ・基礎要件 1 についての解説では「公文書管理法の趣旨を正しく理解し、業務を遂行できる」とあるが、「趣旨」ではなく、「内容」に修正いただきたい。行政文書管理の判断に関する一定の

統一化を図るため、内閣総理大臣決定である「行政文書の管理に関するガイドライン」が国の行政機関に示されており、法律と政令だけで公文書管理法の全容を理解するには足りないので、ガイドライン等も含めるよう書いていただきたい。また、基礎要件の中に我が国における公文書管理制度の発展の歴史を入れていただきたい（畠山課長）。

- ・本基準書は、国だけではなく地方公共団体が設置するアーカイブズも含めて考えている。公文書管理法は、地方公共団体に対して第34条で努力義務を課しているに過ぎず、強制力はない。よって、遂行要件解説では、「内容」ではなく「趣旨」としている。なお、ガイドラインについては、遂行要件 No.1（公文書等作成機関の文書管理制度に関する理解）の解説に、国であればガイドライン、地方公共団体では条例や規則等の知識について言及している（伊藤専門官）。
- ・諸外国におけるアーキビストの教育課程でも、自国の公文書管理制度の発展に関する理解が真先にでてくる。基準書の基礎要件あたりに入ってくるのではないか（保坂座長）。

○海外のアーカイブズ機関及び国際組織等との連携について

- ・課業 No.25「海外のアーカイブズ機関及び国際組織等との連携」について、海外と直接やりとり・情報収集するのは、おそらく国立公文書館だけであるし、諸外国の場合も専門職団体が行っている。よって課業 No.23「関係機関（アーカイブズ機関、図書館、博物館等）との連携・支援」の一部、さらに発展した形として位置づければ良いのではないか（森本委員）。
- ・課業 No.25 は、国立公文書館に特化した話であるかもしれないが、ICA や EASTICA の重要メンバーとしての活動がある。通常の情報収集業務とは異なるという位置づけで独立させている（加藤館長）。
- ・加藤館長に賛成である。一般の関係機関と連携することと、国際的な団体その他との関わり方は全く異なる（岡崎委員）。

○情報・デジタル化技術について

- ・基礎要件「情報・デジタル化に関する理解」に、(9) ICTに関する基礎的な理解、(10) 情報セキュリティに関する基礎的な理解の2つがあるが、これらはどちらかというとな常識的なものではないか。アーキビストの職務基準であるならば、公文書に特化したシステム、つまり「文書管理システム」に対する理解を入れるべきではないか（小谷委員）。
- ・ICTに関する知識は、情報セキュリティも含むのが昨今では一般的ではないか（保坂委員）。
- ・アーキビスト自身がプログラミングするのではなく、要求事項について技術者と協議できることが重要である（小谷委員、岡崎委員）。

○組織体の歴史について

- ・我が国の公文書館の歴史と併せて、それぞれが所属している地域や組織体の歴史に関する知識についても必要だと思うがどこで触れられるのか。最低限必要な知識だと思うが（新井委員）。
- ・個別の組織についての話は、遂行要件 No.1（公文書等作成機関の文書管理制度に関する理解）

～No.3（公文書等作成機関における政策の検討から実施に至る過程及び実績に関する理解）のなかに、各アーカイブズ機関の活動や歴史を含めて入ってくるのではないか。前文のところにくるのは、なぜ、今、国・社会全体としてアーカイブズというものが必要なのか、という理念的な話なのかと思う（森本委員、下重委員）。

- ・情報を管理する機関が存在することの意味や必要性を社会に主張するためのものだろう（岡崎委員）。

○作成後の見直しについて

- ・職務基準書を作成した後にどのように改訂をするか、という点を盛り込む必要がないだろうか。例えば ISO でも定期見直しがルールとして明示されている（保坂座長）。
- ・スケジュールとしては、全国の公文書館関係者に提示する案を本年内に固めたい。来年の初めに関係機関等へ発出し、1年間は試行期間として位置づけられないかと考えている。その間に関係機関等からの意見を聞き修正し、再来年のはじめに本格実施できないかというイメージだ。本会議も、本格実施までの間、フォローについて御協力をお願いしたい（加藤館長）。
- ・試行の間の状況を見て点検・確認をし、必要に応じて直すという、具体的なイメージが持つことができた（保坂座長）。

○行政機関における勤務経験について

- ・遂行要件 No.39（行政機関における勤務経験）は具体的にどのようなイメージか。また、国立公文書館で行われている研修も経験値のなかに含められるのか（新井委員）。
- ・館内の職務分析調査において、現在担当している業務について経験がある方が望ましいという声が多数あったが、それは当然であると考えられるため削除した。但し、行政機関における勤務経験については、中小規模館のヒアリング調査においても、特に評価選別、公文書管理の実務について行政経験に勝るものはないとの強い主張があったため、残している（伊藤専門官）。
- ・伊藤専門官の回答も非常に理解できる。一方で、こういう表現をしてしまうと、日本の就業慣行を考えたとき、専門職を否定しかねない。これからアーキビストになりたい人が、行政機関における勤務経験がないことで、アーキビストとして向かない、ということになってしまう。表現を工夫したほうが良い（森本委員）。
- ・研修で身に付けられたことを経験として読み替えて頂けたら良いと思う（新井委員）。
- ・「行政機関における勤務経験」は、「課業と遂行要件のマトリクス」上では業務遂行上必須ではなく、「より高度なレベルで遂行するために必要な要件」と位置づけているが、この表現では、専門職でなくてもできると誤解を与えかねないので、表現については検討する（伊藤専門官）。
- ・「より高度なレベルで遂行するために必要な要件」とは、マネジメントのレベルを意味すると思う。そのような位置づけは、むしろ意図するものと逆になってしまいかねないのではないか（森本委員）。

- ・「勤務経験」という言葉はやや狭い。例えば「公文書等管理に関わる経験」とすればよいのではないか（保坂座長）。

○今後の計画について

- ・今後、職務基準書を国立公文書館が実施している研修に活かすということでよいか（岡崎委員）。
- ・来年度以降の当館で実施する研修に盛り込んでいきたい（加藤館長）。
- ・諸外国では、この手の資料は、多くの場合、教育課程とセットになっていることが多い。体系的な基準書ができることで教科書ができる。職務基準を周知される際に、研修で使われた資料等を公表すると、より現場でも使いやすいものになるのではないかと（岡崎委員）。
- ・この取組は、そもそも国立公文書館だけの取組みではなく、教育機関・学会・関連機関等、概ね合意をいただき出来上がったものだ、という形にしたい。（加藤館長）。
- ・教育の立場から、「課業と遂行要件のマトリクス」をみながら授業のコマ数を考えてみたが、修士修了までに必要な知識、スキルを習得することは概ねできそうであり、教育機関でも当惑せず受け止められるのではないかと。次年度以降大学側との連携も進めていただければと思う。人を育てる側、受け入れる側の両輪で意見を聞きながら進めることで、資格制度に向けて加速して進めていけるのではないかと（下重委員）。
- ・受け皿となる公文書館側からすると、これまでも実地研修が課題になっている。埼玉県でもアーカイブズ実習という形で大学から受け入れている。職務基準書の中にインターンシップのような研修制度の活用を各館に促すと、より現場の方でも受け入れやすくなる。職務基準書に基づいた研修という形で学生や希望している現職者を受け入れるような取り組みが、今後より体系的に進められればよい（新井委員）。
- ・教育、研修をはじめとして様々な場で職務基準書が活かされるように、またそれが関連づいていくようにしていくことが必要である（保坂座長）。
- ・本日の議論で、職務基準書の大筋の了解をいただいたということにしたいが、如何（保坂座長）。
- ・異議なし（全委員）。

議題4 その他

- ・次回の会議は年内で日程調整に入りたい。本日いただいた意見をもとに修正をするため、引き続き個別調整をお願いしたい（伊藤専門官）。